

○周防大島町地域公共交通会議設置要綱

平成19年4月1日

告示第53号

(目的)

第1条 周防大島町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 周防大島町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送業者
- (4) 公益社団法人山口県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 山口運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

2 前項第2号から第4号まで及び前項第6号から第8号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再委嘱を妨げない。

2 委員が辞職したときは、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長をおき、周防大島町長又はその指名する者をこれに充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできないものとする。

5 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

6 山口運輸支局長又はその指名する者は、議決に加わらないことができるものとする。

7 交通会議は、原則として公開とする。

8 交通会議の庶務は、周防大島町役場産業建設環境部地域交通課において処理する。

9 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(周防大島町地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

周防大島町産業建設環境部地域交通課

連絡先：TEL 0820—79—1015

FAX 0820—79—1020

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第7条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(分科会)

第8条 第2条第1号から第3号に掲げる事項及び運賃、料金等について専門的な調査、検討及び事業の実施を行うため、交通会議に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費)

第9条 委員の報償の額は、1日の出務につき5,000円とする。

2 委員の交通費は、周防大島町報酬及び費用弁償条例（平成16年周防大島町条例第37号。以下「費用弁償条例」という。）第5条第3項及び第4項の規定に準じ、前項の額に加算して支払うものとする。

3 委員の報償の支払方法は、費用弁償条例第3条第1項及び第3項並びに第4条第1項の規定に準じて支払うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体の職員の身分をもって委嘱された委員については、報償を支払わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 第5条第8項に規定する交通会議の庶務は、告示の日から平成19年9月末までは周防大島町役場総務部政策企画課において処理する。

3 第5条第9項に規定する連絡・通報窓口は、告示の日から平成19年9月末までは以下のとおりとする。

(周防大島町地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

周防大島町総務部政策企画課

連絡先：TEL 0820—74—1005

FAX 0820—74—1015

附 則（令和2年3月27日告示第36号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第52号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月17日告示第2号）

この告示は、令和6年1月19日から施行する。

附 則（令和6年3月31日告示第66号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。